

京都市西京区 K-City 桂川そよぎ野地区建築協定

建築協定区域

京都市西京区上桂今井町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の敷地、位置、用途、構造、形態及び意匠に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の敷地に関する基準

第7条 建築協定区域内の建築物の敷地は、次に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の敷地は125平方メートル以上とする
- (2) 1区画（以下、別紙建築協定区域図で示す区画をいう。）につき、建築できる建築物は1棟とする。ただし、同一敷地内の建築物に付属する自動車車庫、物置その他これに類する建築物で、最高の高さが地盤面から3メートル以下のもの（以下「付属建築物」という。）についてはこの限りではない。
- (3) 同一の土地の所有者等に属する隣接した2以上の区画は、1敷地として利用することができる。
- (4) 別紙建築協定区域図に定める植栽帯の位置は、原則として変更してはならない。ただし、生活上必要性が生じたものであって、変更がやむを得ないと第13条に規定する委員会の承認を受けたものについては、この限りでない。

■建築物の位置に関する基準

第8条 建築協定区域内の建築物の主要な出入口は、基準時に現に存する位置から変更してはならない。

- 2 建築協定区域内の敷地に道路境界線と並行して設ける外柵等は、植栽帯の内側に設けるものとする。

■建築物の用途に関する基準

第9条 建築協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- (1) 1戸建ての専用住宅
- (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物
- (3) 主たる用途が住宅である建築物で、環境上支障がないと第13条に定める委員会の承認を受けたもの
- (4) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、令第130条の5に規定するものを除く。

■建築物の形態に関する基準

第10条 建築協定区域内の建築物の構造及び形態は、次に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さは、地盤面から10メートルを超えないものとする。
- (3) 屋根の勾配は、10分の4以上としなければならない。ただし、附属建築物を除く。

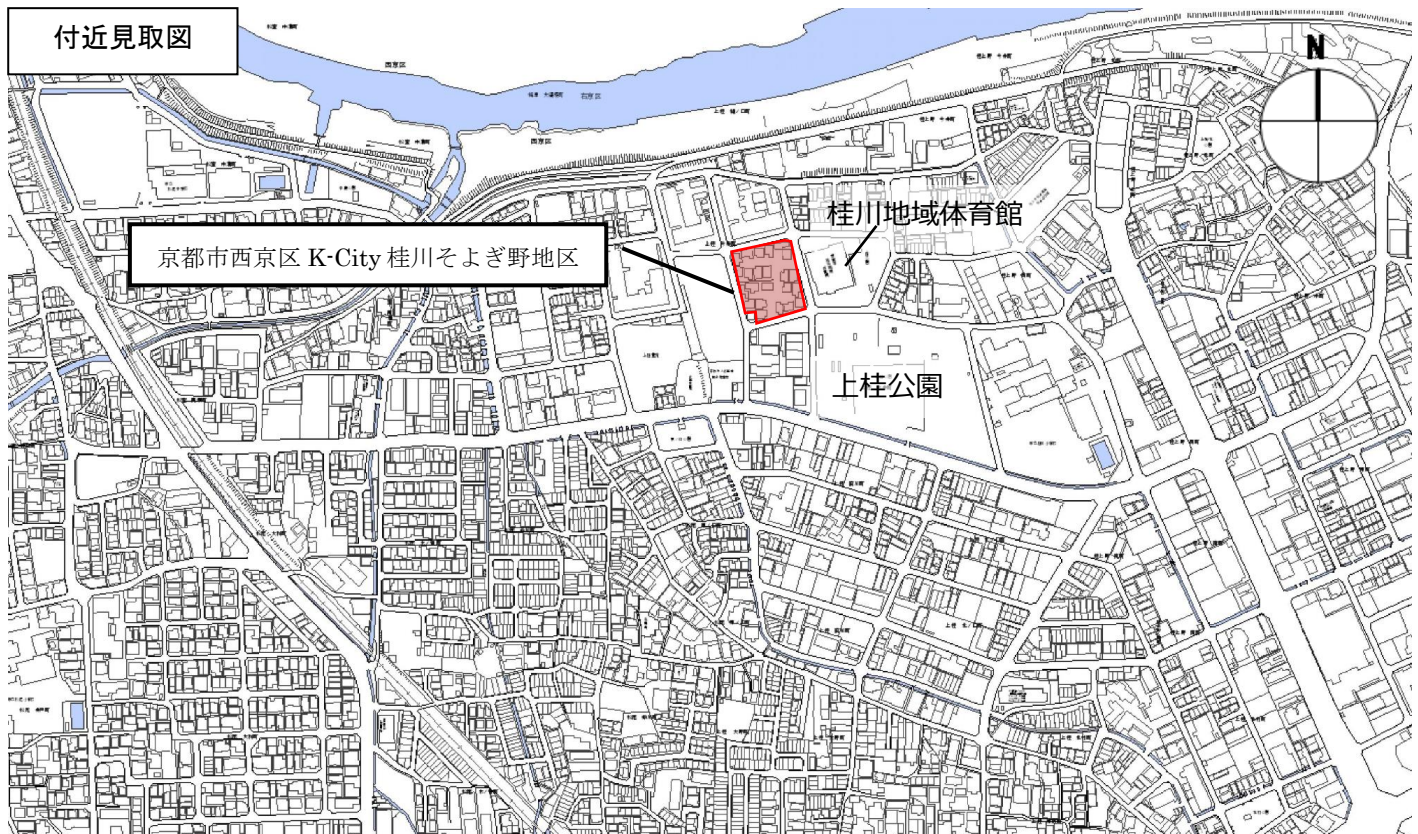
■建築物の意匠に関する基準

第11条 日本瓦、平板瓦、銅板以外の金属板及びその他屋根材は、原則として、光沢のない濃い灰色または光沢のない黒色とする。

- 2 建築協定区域内の敷地に看板等の広告物を設置し、又は掲示することはできないものとする。ただし、建築協定区域である旨を表示する表示板、建築協定区域内における一時的な宅地及び建築物の販売に供するもの又は第13条に定める委員会の承認を受けたものについては、この限りでない。

■制限の緩和

第12条 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物については、第7条、第8条、第10条及び第11条に定める規定は適用しない。



別紙

京都市西京区K-City桂川そよぎ野地区 建築協定区域図

